

裏面白紙

閣議決定（案）

昭和三十年十二月
調達

庁日

千九百五十二年七月二十六日東京で署名された「行政協定に基
く日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定」第三項に基き
合同委員会を通じて行い同協定の附表の変更に關して、日本国が
合衆国の要請によつてすでに提供している施設および区域の削除、
一部使用解除および追加並びに訂正を別紙へ「行政協定に基く日本
国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定」の附表の変更に關す
る文書第四十九号）のとり決定することとする。

裏面白紙

理由書

千九百五十二年七月二十六日東京で署名された「行政協定に基づく日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定」の附表は同協定第三項により合同委員会を通じて変更することができるので、施設および区域を削除、一部使用解除するためおよび施設および区域の追加並びに訂正するため同協定の附表を変更する必要があるからである。

「行政協定に基く日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定」の附表の変更に関する文書第四十九号
合同委員会における日本国政府の代表者およびアメリカ合衆国政府の代表者は、それぞれの政府のために、合衆国軍隊が使用するため提供される施設および区域を別添へ「行政協定に基く日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定」の附表の変更に関する文書第四十九号附属(一)、(二)のとおり改訂することを合意した。

昭和三十年十二月 日

日本国政府のために

アメリカ合衆国政府のために

文書第四十九号 概要

一 一般施設

◎ 削除

(1) 継続使用の部

FAC四〇三五〇四キヤンブ舞鶴AおよびB地区(京都府) 外七件

(2) 一時使用の部

FAC二五〇二安田ビル兵員クラブ(宮城県) 外四件

◎ 一部使用解除

(1) 継続使用の部

FAC二〇一五〇六キヤンブ・ヤンゲン(山形県) 外一六件

(2) 一時使用の部

FAC三五九〇一〇三極東空軍分遣隊兵舎(東京都) 外一〇件

◎追加

(1) 継続使用の部

(イ) F A C 二〇二四一〇五 キャンプ・シンメルベニヒ (宮城県)

キャンプより排出する汚水処理のための排水管敷地役

地の提供

(ロ) F A C 三〇〇九一〇ニ ワシントン・ハイツ住宅地区 (東京都内)

移転計画に基づき安価諸費により建設した建物および諸設

備の提供

(ハ) F A C 三一三九一〇五 中央二業会社 (埼玉県)

施設の出入道路狭路のため道路拡張のための土地の提供

(ニ) F A C 三一五六一〇一 富士倉庫 (横浜市)

物資貯蔵のための倉庫の提供

(2) 一時使用の部

(イ) F A C 三六九二一〇七 羽田飛行場 (東京都内)

移転計画に基づき安価諸費により建設した建物および諸設備

の提供

(ロ) F A C 四五九五一〇三 第一、三三 渡橋および倉庫 (兵庫県)

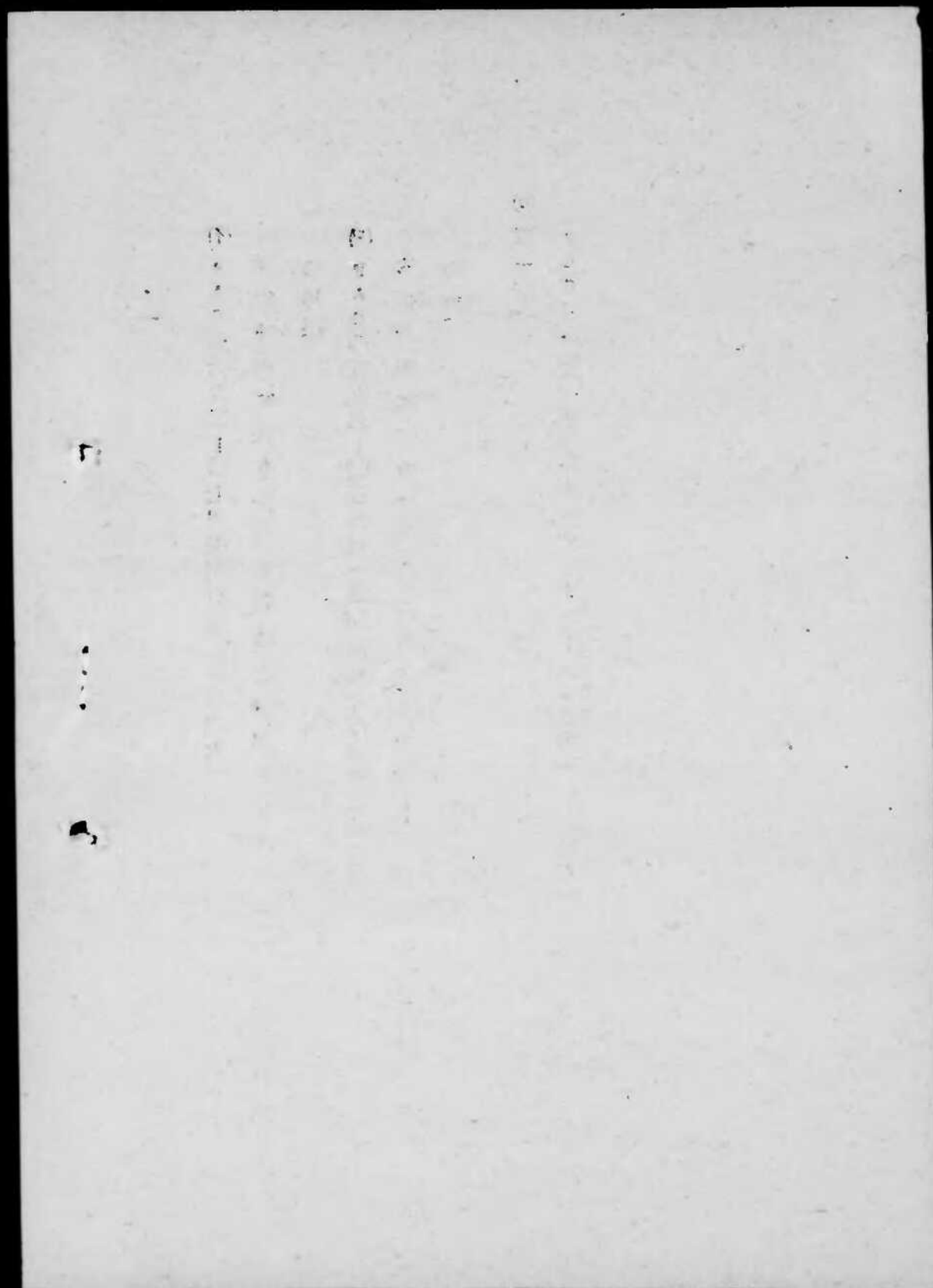
移転計画に基づき安価諸費により建設した建物および諸設備

の提供

◎訂正

F A C 三一四〇 神奈川ミルクプラント (横浜市)

外八件



裏面白紙

三、通信施設



◎ 削除

(1) 一時使用の部

FAC三七二四一〇二 CIO司令部（東京部内）

◎ 一部使用解除

(1) 継続使用の部

FAC二〇三四一〇二 折爪超短波中継所（岩手県）

外三件

「行政協定」に基づく日本国政府とアメリカ合衆国政府との
間の協定」の附表の変更に関する文書第四十九号附属

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく
行政協定第二条に依り在日合衆国軍に提供する施設及び区域

(文書第四十九号附属)

(一)

○ 削 除

一、継続使用の部

(→) 二六ページ 京都府

FAC 番号	在日合衆国軍施設名	所在地名	所有関係	備 考
四〇三五―〇四	区 キャンプ舞鶴A及びC地	舞鶴市余部	国有	二 旧JPNR四四〇〇、四四〇 旧海軍兵学校及び海軍病院 一、一部使用解除 建物 昭和二八年一月一九日 二、一部使用解除 建物 昭和二九年八月九日 三、使用条件変更(日米共同 使用) 四、一部使用解除 建物 昭和三〇年二月二一日 昭和三〇年七月二一日 使用 解除

四〇三七―〇五	舞鶴弾薬分庫吉野大波地区	舞鶴市	国有、公有、民有	旧JPNR五五〇九、五五〇六、五五〇一 旧第三海軍火薬廠 一、一部使用解除 土地、建物 昭和二八年四月二七日 二、一部使用解除 建物 昭和二八年九月一日 三、一部使用解除 建物 昭和二八年一〇月一四日 四、一部使用解除 建物 昭和二九年六月二四日 五、使用条件变更（日米共同使用） 昭和三〇年八月四日 使用解除
---------	--------------	-----	----------	--

四〇三八―〇五	舞鶴弾薬分庫長浜雁又地区	舞鶴市長浜、雁又	国有、民有	旧JPNR五五一〇、五五二一 旧第三海軍火薬廠第一区、第四区 一、一部使用解除 建物 昭和二八年五月二五日 二、追加 新要求土地 三、一部使用解除 建物 昭和二八年一〇月一四日 四、使用条件变更（日米共同使用） 五、一部使用解除 建物 昭和三〇年二月二八日 昭和三〇年八月一日使用解除 旧JPNR五五一二 旧海軍々需部第五区 一、使用条件变更（日米共同使用） 昭和三〇年八月二日使用解除 旧JPNR五五二三 旧海軍々需部第七区 一、使用条件变更（日米共同使用） 昭和三〇年八月二日使用解除
四一〇五―〇一	岩子地区	舞鶴市岩子	国有、民有	
四一〇六―〇一	白浜地区	舞鶴市白浜	国有、民有	

(二) 二八ページ 大阪府

四〇四七—〇二 キャンプ場

大阪市住吉区杉本町

国有、公有、
民有

旧JPNR三七二七、四四五
五の一部、及び三三四
一、一部使用解除 建物
昭和二九年八月九日
二、一部使用解除 建物
昭和三〇年五月二七日
昭和三〇年九月一〇日 使用
解除

(三) 四一ページ 長崎県

五〇四八

大塔射撃場

佐世保市日宇町

国有

旧JPNR四四五〇
旧日宇海軍射撃場
昭和三〇年八月一五日 使用
解除

(四) 四二ページ 長崎県

五〇五一

大野原演習場

東彼杵郡千綿村

国有、民有

旧JPNR四四四六
長崎県と佐賀県との境
昭和三〇年九月二六日 使用
解除

二、一時使用の部

(一) 三ページ 宮城県

二五〇二

安田ビル兵員クラブ

仙台市国分町一番地

民有

旧JPNR一三〇一
昭和三〇年九月二七日 使用
解除

(二) 一九ページ 横浜市

三六四一—〇二

横浜兵器廠
(YOD)

神奈川区室町

国有、民有

旧JPNR一九一六
一、一部使用解除 建物
昭和二九年八月五日
二、一部使用解除 土地、建物
昭和三〇年四月二〇日
一部使用解除 土地、建物
昭和三〇年七月一三日
昭和三〇年七月二四日 使用
解除

(三) 二五ページ 横浜市

三七一八

PX写真工場

中区吉田町一〇—一八

民有

旧JPNR三五九一
昭和三〇年七月二二日 使用
解除

三七一ページ 兵庫県

四五五二 川西倉庫

神戸市生田区一番棧橋

民有

旧JPNR三八〇五
昭和三〇年七月二〇日 使用
解除

三八ページ 兵庫県

四五九一 三菱倉庫KK
(PX倉庫)

神戸市生田区神港町税関構
内 民有

旧JPNR三七九三
昭和三〇年七月二〇日 使用
解除

一、一部使用解除

一、継続使用の部

(+) 四ページ 山形県「FAC二〇二八―一五―〇五」に側線で示した部分を次のとおり追加する。

二〇一五―〇六 キャンプ・ヤングン

北村山郡東根町、東村山郡
天童町 国有、民有

旧JPNR五一七、三三三〇、
四三二七
一、追加 旧JPNR四四〇
六
二、一部使用解除 建物
昭和二八年八月三一日
三、一部使用解除 建物
昭和二八年一月五日

(二) 五ページ 宮城県「FAC二〇二八―〇四」に側線で示した部分を次のとおり追加する。

二〇二八―〇五

船岡兵器廠

柴田郡船岡町

国有

旧JPNR四四三六
旧船岡火薬廠
一、一部使用解除 建物
昭和二八年一月一六日
二、一部使用解除 土地
昭和二九年四月二七日
三、一部使用解除 建物
昭和二九年六月一四日
昭和二九年十一月二四日
四、一部使用解除 建物
昭和三〇年四月一日
五、一部使用解除 建物
昭和三〇年八月二〇日

(イ) 八ページ 東京都内「FAC三〇〇五―〇三」および「FAC三二七―〇七」に側線で示した部分をそれぞれ次のとおり追加する。

八

三〇〇五―〇四	東京造兵廠地区 (TODその他)	北区、板橋区	国有	旧JPNR四五六七、四四七二、四四七七 旧第一、第二東京造兵廠 保留 一、一部使用解除 建物 昭和二十九年二月一〇日 土地、建物 昭和二十九年三月二六日 二、一部使用解除 建物 昭和二十九年一月二四日 三、一部使用解除 土地、建物 昭和三〇年四月二五日 四、一部使用解除 建物 昭和三〇年九月二二日 旧JPNR四五〇〇、五二二二 旧陸軍兵器補給廠、被服本廠 保留 一、追加 新要求土地、工作物 二、追加 新要求地役権及び 都道占用権 三、一部使用解除 土地、建物 昭和二十七年十一月三〇日
三二七―〇八	東京兵器補給廠地区 (TODその他)	北区、板橋区	国有、公有、 民有	

13

(ロ) 一四ページ 横浜市「FAC三〇七二―〇一」に側線で示した部分を次のとおり追加する。

				四、一部使用解除 土地、建物 昭和二十八年一〇月二七日 五、一部使用解除 土地、建物 昭和二十九年四月九日 六、一部使用解除 建物 昭和二十九年八月二三日 七、一部使用解除 土地 昭和三〇年一月四日 八、一部使用解除 建物 昭和三〇年九月二二日
--	--	--	--	---

三〇七二―〇二	第五〇八通信修理隊	金沢区富岡町	国有	旧JPNR四三九六 一、追加 建物その他各種設 備 二、一部使用解除 建物 昭和三〇年七月一日
---------	-----------	--------	----	---

(ハ) 一五ページ 横浜市「FAC三〇六七―〇四」および「FAC三二四―〇」に側線で示した部分をそれぞれ次のとおり追加する。

九

三〇六七―〇五	横浜ノース・ドック	神奈川区千若町一、二及び瑞穂町	国有、民有	旧JPNR五三三の全部及び二五の北ドック及び千若町一丁目二丁目の部分
				一、追加 新要求土地
				二、一部使用解除 建物 昭和二九年六月四日 昭和二九年九月二四日
				三、一部使用解除 建物 昭和二八年一月二日 昭和二九年一月二七日
				土地、建物 昭和二九年三月一九日
				四、一部使用解除 土地 昭和三〇年二月二八日
				建物 昭和三〇年三月一日
				昭和三〇年四月二五日
				昭和三〇年五月一六日
				五、一部使用解除 建物 昭和三〇年七月一日
三一四〇―〇一	神奈川ミルクラブラント	神奈川区龜住町及び稲荷町	国有、公有、民有	旧JPNR五三一五 保留 一、一部使用解除 土地 昭和三〇年七月五日

(外) 一六ページ 神奈川縣「FACC三〇七九―〇八」、「FACC三〇八〇―〇二」および「FACC三〇八一―〇二」に側線で示した部分をそれぞれ次のとおり追加する

三〇七九―〇九	キャンプ座間	高座郡座間町	国有	旧JPNR四四八一 旧陸軍士官学校 追加要求の井戸用地を含む 一、一部使用解除 建物 昭和二七年一月二四日
				二、追加 新要求土地
				三、一部使用解除 建物 昭和二八年六月二六日
				四、追加 建物その他各種設備
				五、一部使用解除 土地 昭和二八年一月一七日
				建物 昭和二八年一月一七日
				昭和二八年一月一七日
				昭和二九年六月三日
				六、一部使用解除 建物 昭和二八年一月九日 昭和二八年一月二四日

三〇八〇一〇三	キャンパ瀬野辺	相模原市上溝	国有、民有	七、一部使用解除 建物 昭和三〇年五月二三日 八、追加 建物 昭和三〇年五月三〇日 九、一部使用解除 建物 昭和三〇年六月一六日 昭和三〇年七月一日
				旧JPNR四四一九 旧瀬野辺陸軍機甲整備学校 一、追加 建物その他各種設備 二、一部使用解除 建物 昭和二八年十一月一七日 昭和二九年六月一八日 昭和二九年六月二一日 三、一部使用解除 建物 昭和三〇年一月三日 昭和三〇年五月二三日 昭和三〇年六月二四日

三〇八一〇三

キャンパ・マツタヤル

国有

旧JPNR四二八四
旧武山海兵団及び旧海軍大楠
機関学校

一、一部使用解除 建物
昭和二九年八月三〇日

二、一部使用解除 建物
昭和二九年五月一九日

昭和二九年五月二六日

三、一部使用解除 建物
昭和三〇年六月七日

(注) 二九ページ 兵庫県「FAC四〇六九一〇一」に側線で示した部分を次のとおり追加する。

四〇六九一〇二	川西爆弾置場	川西市久代	国有、民有	旧JPNR四三二〇 一、一部使用解除 建物 昭和二九年二月二〇日 二、一部使用解除 建物 昭和三〇年九月一三日
---------	--------	-------	-------	--

(A) 三六ページ 山口県「FACC四〇九二一〇七」に側線で示した部分を次のとおり追加する。

四〇九二一〇八 岩国飛行場	岩国市川下、玖珂郡由宇町 甲島、広島県大竹市小方町 阿多田島	国有、公有、 民有	旧JPNR四三一五、四三四 九、四三七五、四三二九、四 四〇五、五七三、五一 旧海軍航空隊、兵学校分校 一、追加 新要求地区 二、追加 新要求土地及び通 行権 三、一部使用解除 建物 昭和二八年一月二二日 昭和二九年一月二二日 四、一部使用解除 建物 昭和二九年一月二二日 五、一部使用解除 建物 昭和二九年九月五日 六、一部使用解除 建物 昭和三〇年二月四日 七、一部使用解除 建物 昭和三〇年四月九日 昭和三〇年五月二一日 昭和三〇年七月一九日 昭和三〇年七月二一日 八、一部使用解除 建物 昭和三〇年三月二七日
---------------	--------------------------------------	--------------	--

(A) 三七ページ 福岡県「FACC五〇〇八一〇一」に側線で示した部分を次のとおり追加する。

五〇〇八一〇二 香椎地区	福岡市浜男	国有、民有	旧JPNR四五五四 一、追加 新要求変電所 二、一部使用解除 建物 昭和三〇年八月二二日
--------------	-------	-------	---

(B) 三八ページ 福岡県「FACC五〇七六一〇六」および「FACC五〇七七一〇六」に側線で示した部分をそれぞれ次のとおり追加する。

五〇七六一〇七 キャンプ小倉工兵隊及び 北方住宅地区	小倉市城野、若	国有、公有、 民有	旧JPNR五八〇二、三七四 一、一部使用解除 土地、建物 昭和二八年六月一五日 二、一部使用解除 建物 昭和二九年二月二三日 昭和二九年三月一八日 三、一部使用解除 建物 昭和二九年四月三〇日 四、一部使用解除 土地、建物 昭和二九年八月六日 五、一部使用解除 土地 昭和二九年六月三〇日 六、一部使用解除 建物 昭和三〇年三月七日
-------------------------------	---------	--------------	---

五〇七七―〇七	キャンプ小倉遺兵廠地区 小倉市田町一	国有、公有、 民有	昭和三〇年三月一八日 七、一部使用解除 土地、建物 昭和三〇年七月二〇日 建物 昭和三〇年七月二八日 旧JPNR五八二〇、五八一 七、旧小倉陸軍遺兵廠を含む 一、一部使用解除 建物 昭和三〇年一月二二日 二、一部使用解除 建物 昭和三〇年三月一八日 三、一部使用解除 建物 昭和三〇年四月三〇日 四、一部使用解除 建物 昭和三〇年二月二七日 昭和三〇年二月二三日 五、一部使用解除 建物 昭和三〇年八月一〇日 六、一部使用解除 建物 昭和三〇年七月一五日 七、一部使用解除 土地、建 物 昭和三〇年八月二二日
---------	-----------------------	--------------	--

一六

四一ページ 長崎県「FAC五〇三二」および「FAC五〇四九―〇二」に側線で示した部分をそれぞれ次のとおり追加する。

五〇三二―〇一	赤崎貯油所	佐世保市川ノ谷	国有	旧JPNR四四五― 一、一部使用解除 建物 昭和三〇年八月一七日 旧JPNR四四四九 一、一部使用解除 建物 昭和三〇年一月二〇日 二、一部使用解除 土地、建物 昭和三〇年三月二〇日 三、一部使用解除 建物 昭和三〇年八月一七日
五〇四九―〇三	早岐小銃射撃場	佐世保市早岐町	国有	

19

二六、一時使用の部
(一) 一三ページ 東京都内「FAC三五九〇―〇二」に側線で示した部分を次のとおり追加する。

三五九〇―〇三	極東空軍分遣隊兵舎	中央区京橋及び晴海町	公有	旧JPNR三四六― 一、一部使用解除 土地、建物 昭和二七年一月二八日 二、一部使用解除 土地、建物 昭和二八年一〇月二三日 三、一部使用解除 土地 昭和三〇年七月七日
---------	-----------	------------	----	---

一七

(一) 一六ページ 東京都下「FAC三七〇一」に側線で示した部分を次のとおり追加する。

三七〇一〇一 極東空軍資材廠A地区	昭島市	民有	旧JPNR四一〇六 旧昭和飛行機 一、一部使用解除 建物 昭和三〇年六月二〇日
-------------------	-----	----	--

(二) 一八ページ 横浜市「FAC三六二二」および「FAC三六二四」に側線で示した部分をそれぞれ次のとおり追加する。

三六二二〇一 第二メイジャー・ポート	中区新山下町	公有、民有	旧JPNR一六五 一、一部使用解除 土地、建物 昭和二八年一〇月九日
三六二四〇一 第八〇〇一TC倉庫	中区海岸通新港町	国有、民有	旧JPNR一八四、一五七一、 三九八二 一、一部使用解除 土地、建物 昭和三〇年七月二四日

(三) 一九ページ 横浜市「FAC三六四二一〇二」に側線で示した部分を次のとおり追加する。

三六四二一〇三 根岸競馬場地区	中区霞沢	国有、民有	旧JPNR二二七八 一、一部使用解除 土地、建物 昭和二八年八月一〇日 二、一部使用解除 建物 昭和二九年一月二六日 三、一部使用解除 建物 昭和三〇年八月四日
-----------------	------	-------	--

(四) 二二ページ 横浜市「FAC三六七九一〇四」に側線で示した部分を次のとおり追加する。

三六七九一〇五 ノース・ドック附近地区	鶴見区大黒町	国有、民有	旧JPNR一二六五 一、一部使用解除 建物 昭和二九年八月一六日 二、一部使用解除 建物 昭和二九年五月二〇日 昭和二九年六月一〇日 昭和二九年六月二四日 三、一部使用解除 土地、建物 昭和二八年一〇月六日 昭和二九年一月二日 土地 昭和二九年一月三〇日 四、一部使用解除 建物 昭和二九年一〇月二八日 昭和三〇年五月二一日 土地、建物 昭和三〇年三月一〇日 昭和三〇年四月七日 昭和三〇年四月二一日 五、一部使用解除 建物 昭和三〇年七月一二日 土地、建物 昭和三〇年七月一九日
---------------------	--------	-------	--

(イ) 二八ページ 愛知県「FAC四五〇八一〇一」に側線で示した部分を次のとおり追加する。

四五〇八一〇二	岡谷ビルディング	名古屋市中区鉄砲町一丁目	民有	旧JPNR一二七二 一、一部使用解除 建物 昭和二八年一〇月三〇日 二、一部使用解除 土地、建物 昭和三〇年八月一日
---------	----------	--------------	----	--

(ロ) 二九ページ 愛知県「FAC四五二二一〇一」に側線で示した部分を次のとおり追加する。

四五二二一〇二	キャッスル地区	名古屋市中区南外堀町六丁目	国有、公有	旧JPNR四五七五 旧陸軍第三野砲兵連隊 一、一部使用解除 建物 昭和二九年二月二七日 二、一部使用解除 建物 昭和三〇年八月一日
---------	---------	---------------	-------	--

(ハ) 三七ページ 兵庫県「FAC四五八三二〇一」に側線で示した部分を次のとおり追加する。

四五八三二〇二	キャンブ・カーヴアー	神戸市兵庫区西古湊通、 西多聞通、仲町西通、 生田区仲町通、古湊通、多 聞通、相生町	国有、公有、 民有	旧JPNR三五八四 一、一部使用解除 土地 昭和二八年五月一日 二、一部使用解除 土地、建物 昭和三〇年八月二九日
---------	------------	---	--------------	---

(ニ) 三八ページ 兵庫県「FAC四五九五二〇二」に側線で示した部分を次のとおり追加する。

四五九五二〇三	第一、二、三、棧橋及び倉庫	神戸市生田区新港町	国有、公有、 民有	旧JPNR三八七〇 一、一部使用解除 土地、建物 昭和二九年八月二日 二、一部使用解除 土地、建物 昭和二九年四月一九日 三、一部使用解除 土地、建物 昭和三〇年七月二〇日
---------	---------------	-----------	--------------	--

(ホ) 四四ページ 福岡県「FAC五五〇四一〇四」に側線で示した部分を次のとおり追加する。

五五〇四一〇五	キャンブ小倉補給地区 (城野地区)	小倉市川野原字城野	国有	旧J NRR四五八九 一、一部使用解除 建物 昭和二九年三月二四日 二、一部使用解除 建物 昭和二九年五月二八日 三、一部使用解除 建物 昭和二九年八月一〇日 四、一部使用解除 建物 昭和二九年九月八日 五、一部使用解除 建物 昭和三〇年七月二八日
---------	----------------------	-----------	----	--

○ 追 加

一、継続使用の部

(+) 五ページ 宮城県「FAC二〇二四一〇四」に側線で示した部分を次のとおり追加する。

二〇二四一〇五	キャンズ・シンメルベニ	仙台市原町苦竹	国有、民有	九 旧JPNR四四三二、四一三
				旧遺兵廠
				一、一部使用解除 建物 昭和二八年一月一五 二、一部使用解除 建物 昭和二九年四月二七 昭和二九年六月二二 三、一部使用解除 建物 昭和二九年十一月一二 昭和二九年十一月三〇 四、一部使用解除 土地 昭和三〇年三月一四 五、追加 新要求地役権

(-) 八ページ 東京都内「FAC三〇〇九一〇一」に側線で示した部分を次のとおり追加する。

三〇〇九一〇二	ワシントン・ハイツ住宅	澁谷区代々木	国有	旧JPNR四〇三六 旧代々木練兵場 一、追加 建物その他各種設 備 二、追加 建物その他各種設 備
---------	-------------	--------	----	--

(-) 一三ページ 埼玉県「FAC三二三九一〇五」に側線で示した部分を次のとおり追加する。

三二三九一〇六	中央工業会社地区	北足立郡大和町新倉四五〇	国有、民有	旧JPNR五二二一 一、追加 JPNR一三二〇 二、追加 建物その他各種設 備 三、一部使用解除 建物 昭和二八年二月三一 四、追加 建物その他各種設 備 五、一部使用解除 建物 昭和三〇年三月三一 六、追加 新要求土地
---------	----------	--------------	-------	--

(-) 一五ページ 横浜市「FAC三二五六」に側線で示した部分を次のとおり追加する。

三二五六一〇一	富士倉庫	中区新山下町二ノ四	民有	新要求 一、追加 新要求土地、建物
---------	------	-----------	----	----------------------

二、一時使用の部

(一) 一四ページ 東京都内「FAC三六九二一〇六」に側線で示した部分を次のとおり追加する。

三六九二一〇七	羽田飛行場	大田区羽田鈴木町、羽田江 戸見町、御台町	国有、公有、 民有	旧JPNR四〇一、四二〇、 四〇九、四一五、二〇 MAT S使用部分のみ
				一、一部使用解除 土地 昭和二八年五月二二日
				二、一部使用解除 土地、建物 昭和二八年七月二四日
				土地 昭和二八年九月一二日
				三、一部使用解除 土地 昭和二八年一〇月一〇日
				四、一部使用解除 土地、建物 昭和二九年三月六日
				土地 昭和二九年四月一日
				五、追加 新要求地役権 昭和二九年五月四日
				六、追加 新要求土地、建物
				七、追加 建物その他各種設 備

(二) 三八ページ 兵庫県「FAC四五九五一〇三」に側線で示した部分を次のとおり追加する。

四五九五一〇四	第一、二、三、棧橋及び倉庫	神戸市生田区神港町	国有、公有、 民有	旧JPNR三八七〇
				一、一部使用解除 土地、建物 昭和二九年八月二日
				二、一部使用解除 土地、建物 昭和二九年四月一九日
				三、一部使用解除 土地、建物 昭和三〇年七月二〇日
				四、追加 建物その他各種設備

○訂正

一、附表（昭和二十七年七月二十六日）

(一) 継続使用の部

- (1) 一五ページ 横浜市「FAC三一四〇」神奈川ミルクラブラント」の所有関係欄に「国有、民有」を追加する。
- (2) 二六ページ 京都府「FAC四〇三七」舞鶴弾薬分庫吉野大波地区」の所有関係欄に「公有」を追加する。
- (3) 二九ページ 兵庫県「FAC四〇六九」川西爆弾置場」の所有関係欄に「民有」を追加する。

(二) 一時使用の部

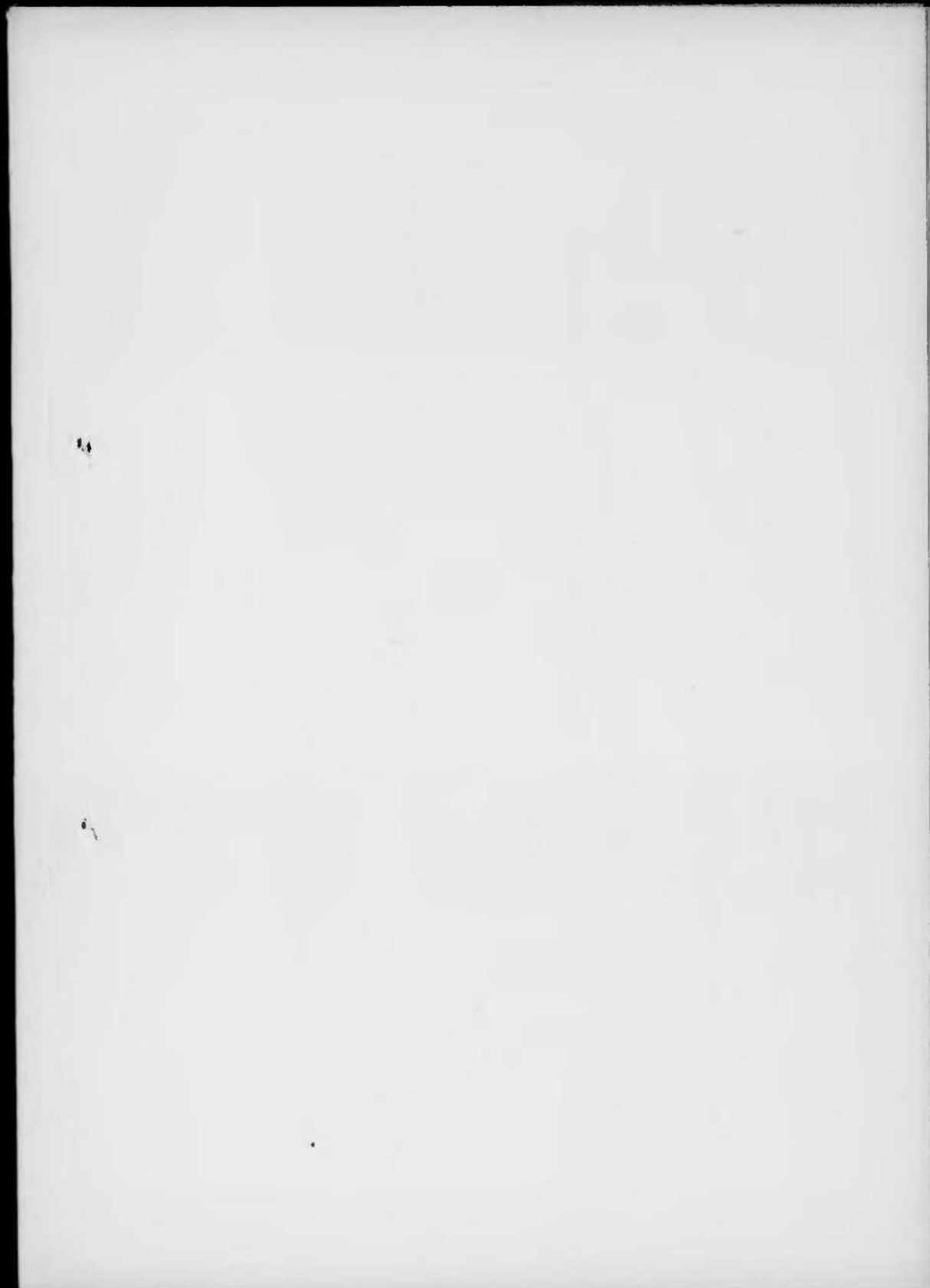
- (1) 一八ページ 横浜市「FAC三六二三」第二メイジャー・ポート」の所有関係欄に「公有」を追加する。
- (2) 一九ページ 横浜市「FAC三六四一」横浜兵器廠（YOD）」の所有関係欄に「国有」を追加する。
- (3) 二九ページ 愛知県「FAC四五二二」キャッスル地区」の所有関係欄に「国有、民有」とあるのは「国有、公有」の誤り。

(4) 三七ページ 兵庫県「FAC四五八三 キャンプ・カーグア」の所在地名欄に「神戸市生田区川崎町三丁目」とあるのは「神戸市兵庫区西古湊通、西多聞通、仲町西通、生田区仲町通、古湊通、多聞通、相生町」の誤り。所有関係欄に「国有、公有」を追加する。

(5) 三八ページ 兵庫県「FAC四五九五 第一、二、三棧橋及び倉庫」の所有関係欄に「公有、民有」を追加する。

二、文書第四十八号附属

FAC三一五〇―二の所在地名欄「武蔵野市関前」の次に「西窪」を追加し、備考欄に「二、追加 建物その他各種設備」とあるのは「二、追加 土地、建物その他各種設備」の誤り





日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく
行政協定第二条に依り在日合衆国軍に提供する施設及び区域

(三)

(文書第四十九号附属)

○ 削 除

一、一時使用の部

(一) 三九ページ 東京都内 (CIC)

F A C 番号	在 日 合 衆 国 軍 施 設 名	所 在 地 名	所 有 関 係	備 考
三七二四一〇二	C I C 司 令 部	千代田区麴町竹平町、九段一丁目	国有、公有、民有	旧 J P N R 三四一三、二九六八、二八四三一、一部使用解除 土地 昭和二八年九月二八日 二、一部使用解除 土地 (公有全部) 昭和三〇年二月一八日 昭和三〇年八月一三日 使用解除

○ 一部使用解除

一、継続使用の部

(一) 六ページ 岩手県「FAC二〇三四〇一」「FAC二〇三五〇一」および「FAC二〇三六〇一」に側線で示した部分をそれぞれ次のとおり追加する。

二〇三四〇一	折爪超短波中継所	二戸郡福岡町	国有、公社 有、公有	旧JPNR四二七二 一、追加 新要求地役権 二、一部使用解除 建物 昭和三〇年八月二三日
二〇三五〇一	新山超短波中継所	紫波郡紫波町	国有、公社有	旧JPNR四二六九 一、追加 新要求地役権 二、一部使用解除 建物 昭和三〇年八月二三日
二〇三六〇一	東稻超短波中継所	西磐井郡平泉町	国有、公社 有、公有	旧JPNR四二七〇 一、追加 新要求地役権 二、一部使用解除 建物 昭和三〇年八月二三日

(二) 二五ページ 山口県「FAC四〇九四」に側線で示した部分を次のとおり追加する。

四〇九四〇一	愛宕無線送信所	岩国市川下	国有	旧JPNR四三九九 第十一航空廠愛宕支廠 一、一部使用解除 建物 昭和三〇年一月五日
--------	---------	-------	----	---



在日合衆国軍に提供する
施設及び区域に関する資料 (一)

(文書第四十九号附属)

目次

◎削除

一 継続使用の部

FAC四〇三五―〇四 キヤンプ舞鶴A及びC地区 京都府 外七件 1 頁

二 一時使用の部

FAC二五〇二 安田ビル火災クラブ 宮城県 外四件 2

◎一部使用解除

一 継続使用の部

FAC二〇一五―〇六 キヤンプ・ヤンゲン 山形県 外六件 2

二 一時使用の部

FAC三三九〇―〇三 極東空軍分遣隊兵舎 東京都内 外〇件 4

◎追加

一 継続使用の部

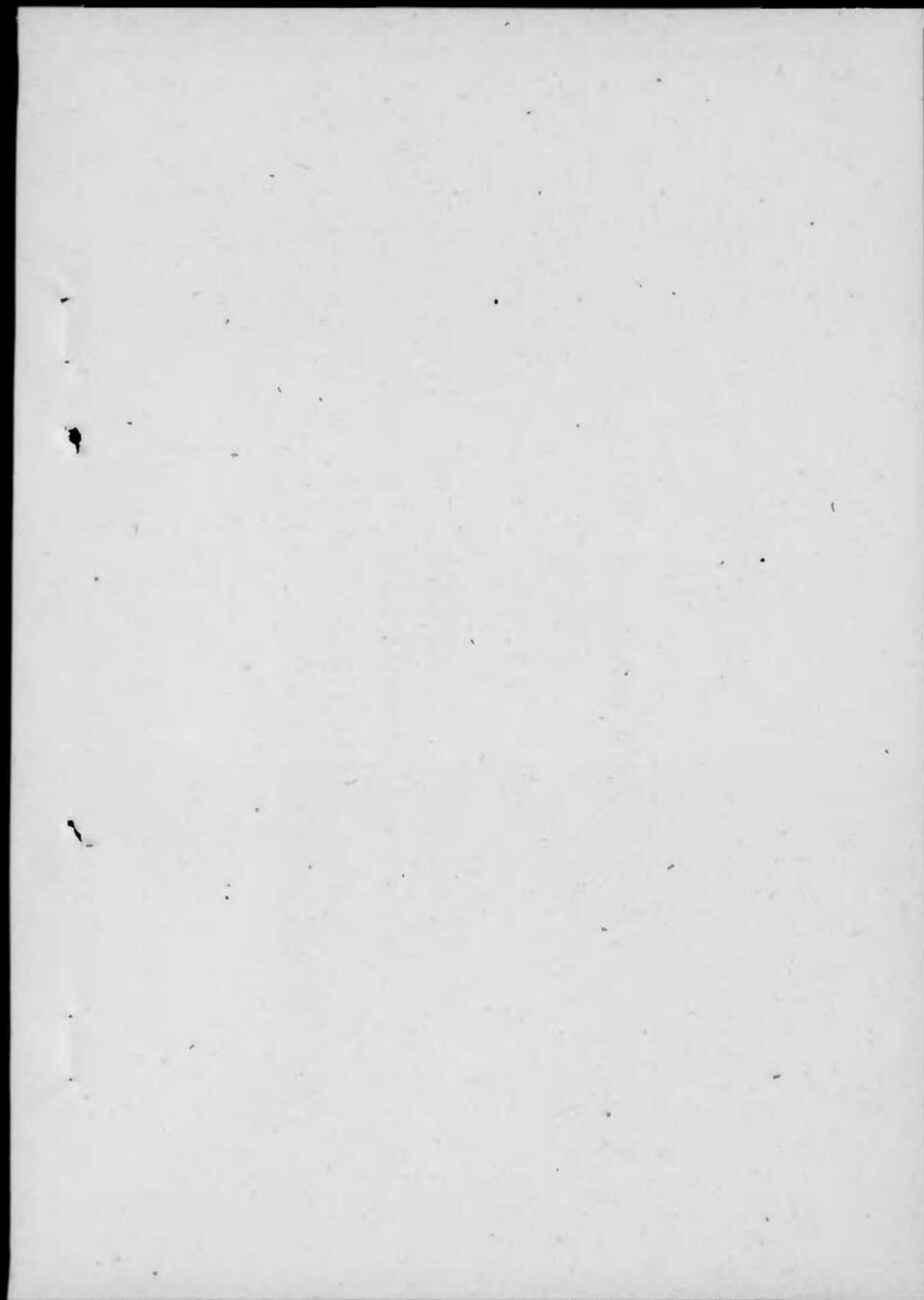
1 F A C 二〇二四一〇五	ギヤンプ・シメルヤニヒ	宮城県	6
2 F A C 三〇〇九一〇ニ	ワシントン・ハイツ住宅地区	東京都内	8
3 F A C 三一三九一〇六	中央工業会社地区	埼玉県	14
4 F A C 三一五六一〇一	富士倉庫	横浜市	16

二 一時使用の部

1 F A C 三六九二一〇七	羽田飛行場	東京都内	18
2 F A C 四五九五一〇四	第一三三枝橋及び倉庫	兵庫県	21

◎訂正

F A C 三一五〇一〇二 武蔵野商店



使 用 解 除 資 料

(一) 継続使用の部

FAC番号	在日米軍施設名	使用解除された面積 (坪)						備 考
		土 地	所有別	建 物	所有別	工 作 物	所有別	
4035-04	ギャンブ舞鶴A及びC地区	78,182 ²⁵	国有	19,359 ⁹³	国有			
4037-05	舞鶴弾薬分庫吉野大波地区	64,998 ⁰⁶ 1,091 ⁰⁰ 924,472 ²²	国有 公有 民有	12,283 ⁰²	国有			
4038-05	舞鶴弾薬分庫長湊雁又地区	134,693 ⁶⁰ 42,314 ⁵⁰	国有 民有	5,286 ⁸⁰ 100 ⁵⁰	国有 民有			
4105-01	岩子地区	62,302 ²⁰ 3,652 ⁶⁰	国有 民有	1,026 ²⁰ 435 ²⁰	国有 民有			
4106-01	白浜地区	95,566 ²² 10,863 ³⁰	国有 民有	870 ⁴¹ 406 ⁸⁰	国有 民有			
4047-02	ギャンブ塔	58,593 ⁸⁰ 36,838 ⁹⁰	公有 民有	4,025 ⁰⁰ 11,173 ⁸⁰	公有 国有			
5048	大塔射垂場	38,918 ⁶⁰	国有	42 ⁵⁰	国有			
5051	大野東演習場	206,948 ⁰⁰ 24,733 ⁰⁰	国有 民有	1,383 ⁰²	国有			

裏面白紙

二) 一跡使用の部

2502	安田ビル兵衛クラブ	664 ²²	民有	67.58	国有			(TOW)
1718	PX専業工場	199 ¹⁰	民有	267 ¹⁰	民有			
3641-02	横須賀兵器廠(YDD)	4159 ²² 22810 ²⁵ 11.074 ²⁵	国有 民有 民有	1.128 ²⁵ 10735 ²⁵ 155.12 5477 ²⁰	国有 民有 国有 民有			路30.613解除分 国有土地、道路敷
4552	川西倉庫	467 ⁶⁸	民有	2157 ²⁰	民有			
4591	三菱倉庫KK(PX倉庫)	1.071 ⁶²	民有	908 ⁴²	民有			

一部使用解除資料

一) 継続使用の部

FAC番号	在日台軍施設名	使用解除された面積 (坪)						備考
		土地	所有地	建物	所有地	工作物	所有地	
2015-06	ギマンプ・ヤンゲン			184 ⁸⁶	国有			
2028-05	船岡兵器廠			184 ¹⁴	国有			

裏面白紙

3005-04	東京益々蔵地区(TODその他)			34 ²²	国有		
3137-08	東京安器補給廠地区(TODその他)			20 ²²	国有		
3072-02	第508通信修理隊			12 ²⁵	国有		
3067-05	横浜ノース ドック			23 ⁴⁹	国有		
3140-01	神奈川ミルクプラント	30.25 124 ¹⁰	国有 民有				
3077-09	ギマンプ座間			30.00 18.00	国有 国有		略30616解散分 30.7.1 "
3080-03	ギマンプ利野辺			245 ⁵³ 0.50 16.80	国有 国有 国有		30.2.3 " 30.5.23 " 30.6.24 "
3081-03	ギマンプ マクギV			36 ⁷⁸	国有		
4069-02	川西爆弾倉庫			770 ⁸⁰	国有		
4092-08	岩国飛行場			19 ⁹²	国有		
5008-02	香 桂 地 区			32 ⁴⁷	国有		
5076-07	ギマンプ小倉工兵隊跡 北方住宅地区	15.165 ⁶²	国有	1.843 ¹⁸ 1.80	国有 国有		30.7.20 " 30.7.28 "

裏面白紙

5077-07	キャンパ小倉造兵衛地区	1.947 ²²	国有	844 ³³	国有			
5032-01	赤崎野油所			2 ³³	国有			
5049-03	早岐小銃射撃場			0 ⁴⁵	国有			

(二) 一時使用の部

3590-03	極東空軍分遣隊兵舎	2.820 ²⁶	公有					
3701-01	極東空軍復材廠A地区			100 ²²	民有			
3623-01	第二メイジマ-ポート	2.786 ⁴³	公有	8 ¹²	国有			(TOW)
		375 ⁵²	民有					
3624-01	第8001TC倉庫	660 ²²	国有	11.12	民有			
				667 ⁴⁰	民有			
3642-03	板岸競馬場地区			117.02	国有			
				132.50	民有			
3679-05	ノース・ドック附近地区			8.25	国有			30.7.12 解凍分
		11.138 ²³	民有	45 ¹⁰	国有			30.7.19 "
				4446 ²⁴	民有			

裏面白紙

76

4508-02	岡谷ビルディング	235.20	民有	91.22	民有			
4522-02	キヤッスル地区			121.10	国有			
4583-02	キヤンプロ、カーヴアー	668.80	民有	124.50	国有			
4595-03	第一、二、三、橋及び倉庫	4,661.48	国有	830.26	国有			
5504-05	キヤンプロ小倉橋給地区(狭野地区)			2.25	民有			

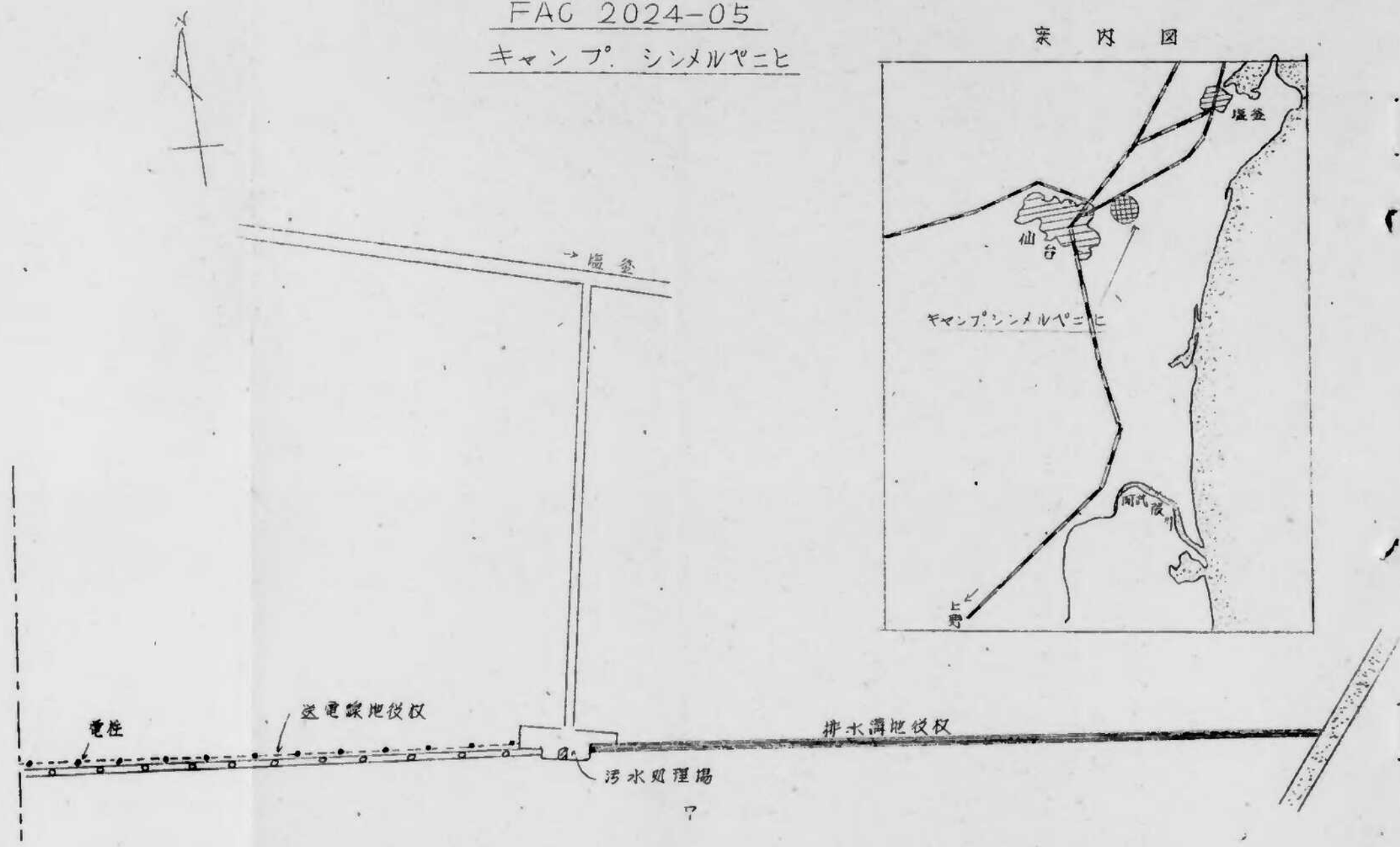
-5-

裏面白紙

在日台米国軍に提供する
施設及び区域に関する資料

1. 施設番号	FAC 2024-05
2. 在日台米国軍 施設名	キャンプ・シンメルヤニヒ
3. 所在地名	宮城県仙台市東町
4. 日本側名称 (所有関係)	民有
5. 使用土地面積	1. 排水溝整備並びに維持修理の ための地役権 約 673坪 2. 送電線設置並びに維持修理の ための地役権 約 6坪
6. 使用目的	キャンプ内より流出する汚水を処 理するため
7. 使用期間	継続使用
8. 部 隊 名	キャンプ・シンメルヤニヒ
9. 利用計画図	別添略図参照
10. 備 考	1. 本施設は昭和21年4月以降米 軍が使用している。 2. 維持修理の際は事前に仙台調 達局に連絡する。 3. 米軍は排水溝より汚水が附近 の農地に流入しない様措置する。

FAC 2024-05
キャンプ・シンメルペニヒ



裏面白紙

在日合衆国軍に提供する
施設及び区域に関する資料

1. 施設番号	FAC 3009-02
2. 在日合衆国軍 施設名	ワシントン・ハイツ住宅地区
3. 所在地	東京都港区代々木
4. 日本側名称 (所有関係)	国有
5. 使用建物面積	建物 将校宿舍外コノ棟 13,941. ³² 坪 設備 煙突その他各種設備 (内訳 別紙明細書参照)
6. 使用目的	将校宿舍として使用する
7. 使用期間	継続使用
8. 部隊名	
9. 利用計画図	別添路図参照
10. 備考	1. 本施設は安全保護措置により建設者が選別した。 2. 本施設及びパーシング・ハイム・ハービー・バラックス内に建設される各種施設の選別により返還される施設は別紙のとおりである。

ワシントン・ハイツ内工事に関する説明

この工事はパーシング・ハイツ・ハーデイ・バラックスおよびワシントン・ハイツ住宅地区の三ヶ所において実施している安価諸費による工事の一部であつて、これらの工事の工事が完成すれば東京郊内の左記の施設が返還されることとなる。

記

FAC 三五二四海上ビル婦人軍属宿舎	FAC 三五五三八重州ビル軍属宿舎
FAC 三五三〇NYKビルディング	FAC 三五六六三菱ビル婦人宿舎
FAC 三五四二東京陸軍工務局事務所	FAC 三五六七司令部サビス・コマンド（大蔵省ビル）
FAC 三五五一有楽ビル士官宿舎	FAC 三五七五ピアスクラブ士官宿舎
FAC 三五五二味・兼・ビル士官宿舎（路旁三三返還前）	FAC 三五八九農林ビルディング
FAC 三五七八野村ビル軍属宿舎（路旁三三返還前）	FAC 三五九八三菱一三館
但しFAC 三五二四海上ビル婦人軍属宿舎内の暖房用石油ボイラー施設および	

の附屬設備はFAC三五五八新海上ビル士官宿舍の代替施設がFAC三〇一六極東空
軍航空資材廠日地区内に完成し移転するまで引続き使用を認める。

裏面白紙

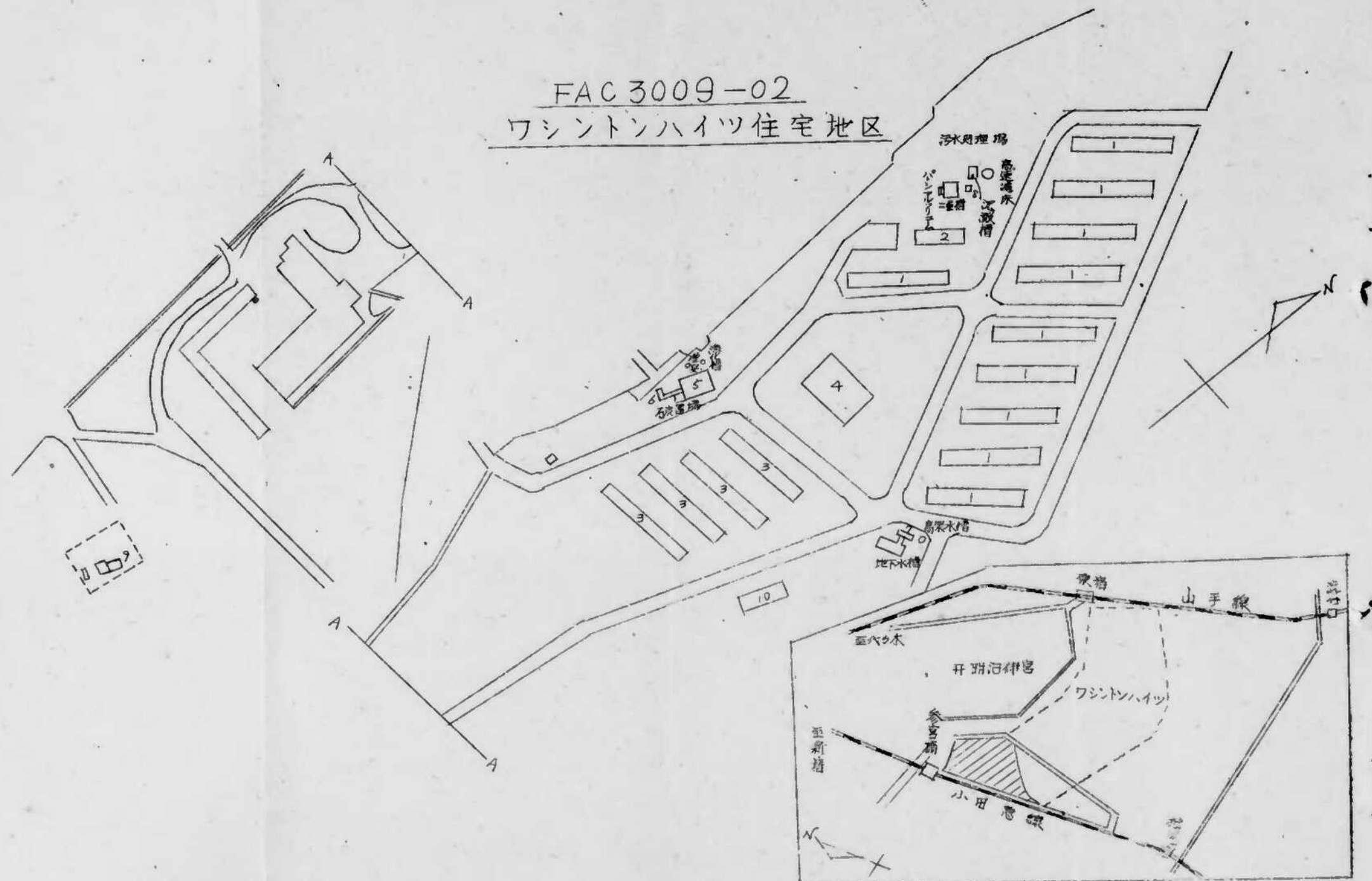
ワシントン 宿舍地区

No.	建物名	新築別	棟数	構造	坪数	備考
1	将校宿舍	新築	10棟	鉄筋コンクリート造	1棟 890.71 8907.10	附設備又
2	〃	〃	1棟	〃	468.02	〃
3	婦人将校組合	〃	4棟	〃	1棟 890.71 3,562.84	〃
4	食堂	〃	1棟	鉄筋コンクリート造	674.82	〃
5	ボイラー室	〃	〃	鉄骨造	157.82	〃
6	厩	〃	〃	〃	9.00	〃
7	地下水槽ポンプ室	〃	〃	水道平家建	26.00	〃
8	汚水処理場	〃	〃	〃	7.00	附設備又
9	変電室	新築	1棟	〃	8.25	〃
10	電話交換室	新築	1棟	鉄骨平家建	120.0	〃
	煙突	新設		鉄筋コンクリート造	1基 高さ40M	〃
	高架水槽	〃		鉄骨造	1基 5万ガロン	〃
	地下水槽	〃		鉄筋コンクリート造	1カ所 14万ガロン	〃
	汚水槽	〃		〃	1カ所	〃
	浄化槽	〃		〃	1カ所	〃
	汚水処理場	〃		鉄筋コンクリート造	1カ所	〃

No	建 物 名	新設	改修	構 造	坪 数	備 考
	石 炭 置 場	新設			100坪	
	汽 缶 設 備				1 式	
	暖 房 配 管				1 式	
	屋 外 給 水 設 備				1 式	
	構 内 配 電 線				1 式	
	交 流 設 備				1 式	
	蓋 路 鋪 設				590 K	
	芝 張				1 式	



FAC 3009-02
ワシントンハイツ住宅地区



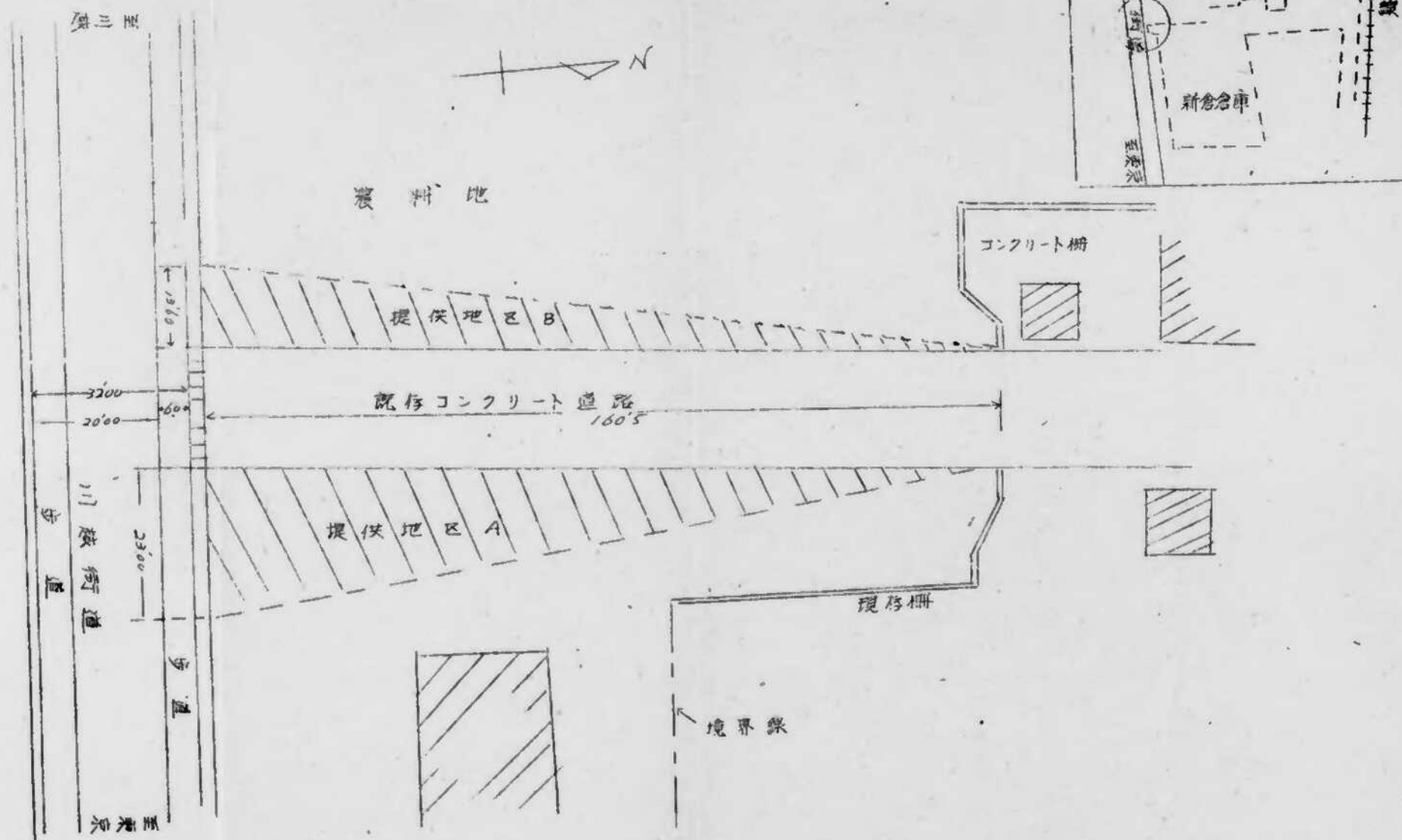
-13-

裏面白紙

在日合衆国軍に提供する
施設及び区域に関する資料

1. 施設番号	FAC 3139-06
2. 在日合衆国軍 施設名	中央工業会社地区
3. 所在地名	埼玉県北足立郡大和町新倉
4. 日本側名稱 (所有関係)	民有
5. 使用土地面積	A地区 62坪 B地区 41坪
6. 使用目的	本施設へ出入する車輛の交通を 安全かつ容易にするため車道を 拡張するため。
7. 使用期間	継続使用
8. 部 隊 名	キヤンプ東京
9. 利用計画図	別添略図参照
10. 備 考	

FAC 3139-06
中央五業会社地区



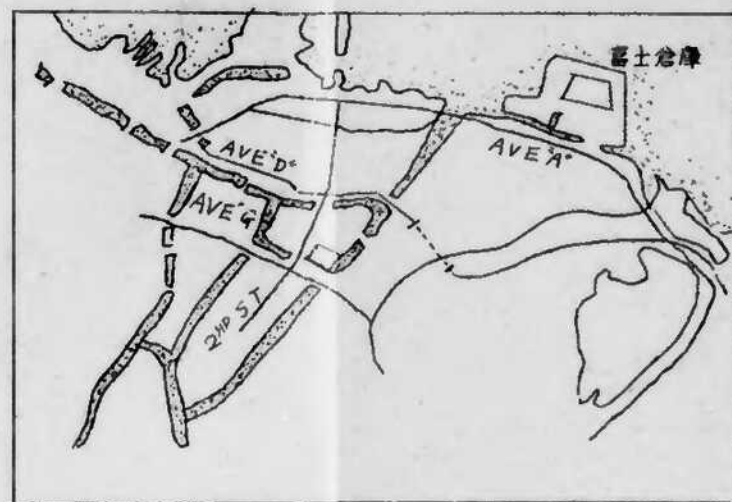
在日合衆國軍の提供する
施設及び区域に関する資料

1. 施設番号	FAC 3156-01
2. 在日合衆國軍 施設名	富士倉庫
3. 所在地名	横浜市中区新山下町2-4
4. 日本側名稱 (所有関係)	民間
5. (a) 使用土地面積 (b) 使用建物面積	244 ⁴³ 坪 199 ⁹⁵ 坪
6. 使用目的	物資貯蔵のための倉庫として使 用する。
7. 使用期間	継続使用
8. 部 隊 名	キャンプ横浜
9. 利用計画図	別添略図参照
10. 備 考	1. 本施設の提供により第11 号倉庫が返還される。

FAC 3156-01

富士倉庫

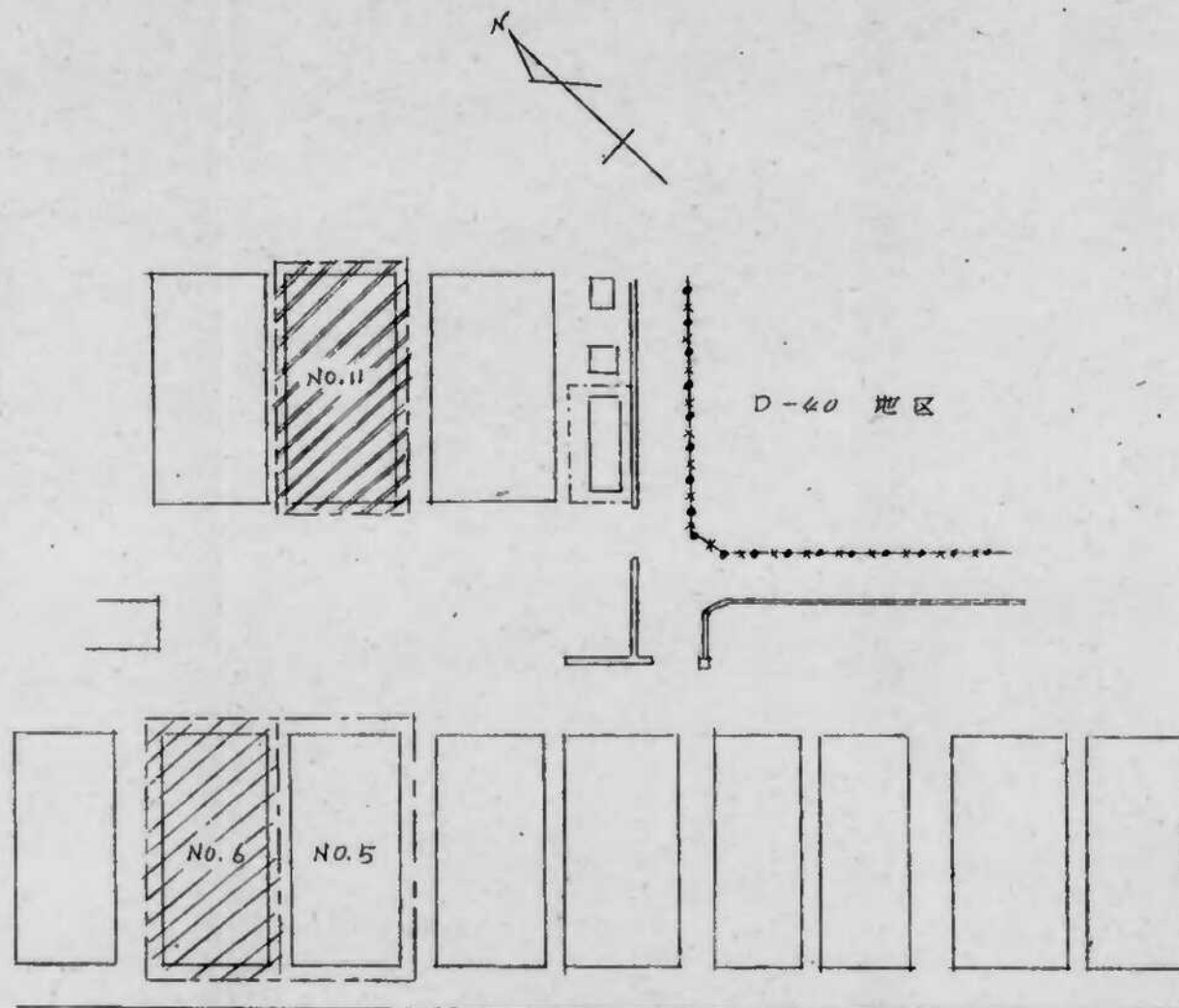
案内図



凡例

 返還施設

 新規提供施設



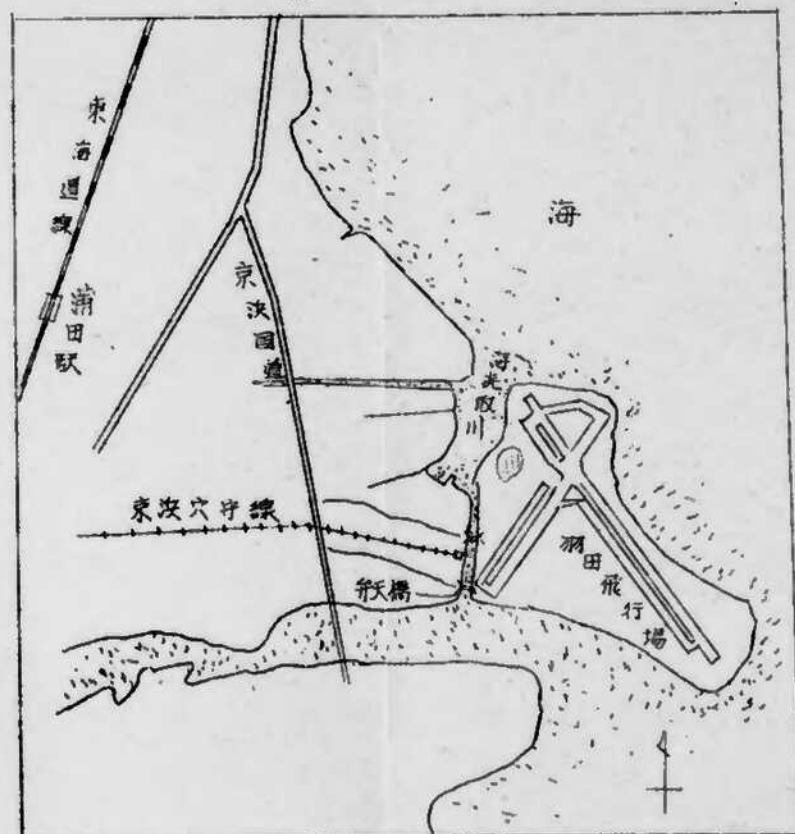
在日合衆国軍に提供する
施設及び区域に関する資料

1. 施設番号	FAC3692-07
2. 在日合衆国軍 施設名	羽田飛行場
3. 所在地名	東京都大田区羽田鈴木町羽田江 戸見町郷台町
4. 日本側名稱 (所有関係)	所有
5. 使用建物面積	建物 1棟 230.20坪 設備 その他
6. 使用目的	施設兵員の娯楽設備として使用 する。
7. 使用期間	一時使用
8. 部隊名	
9. 利用計画図	別添図参照
10. 備考	1. 本施設は安全保障諸費によ り建設省が建設したものであ る。 2. 本施設の提供により羽田飛 行場内格納庫(T-237)が返 還される。

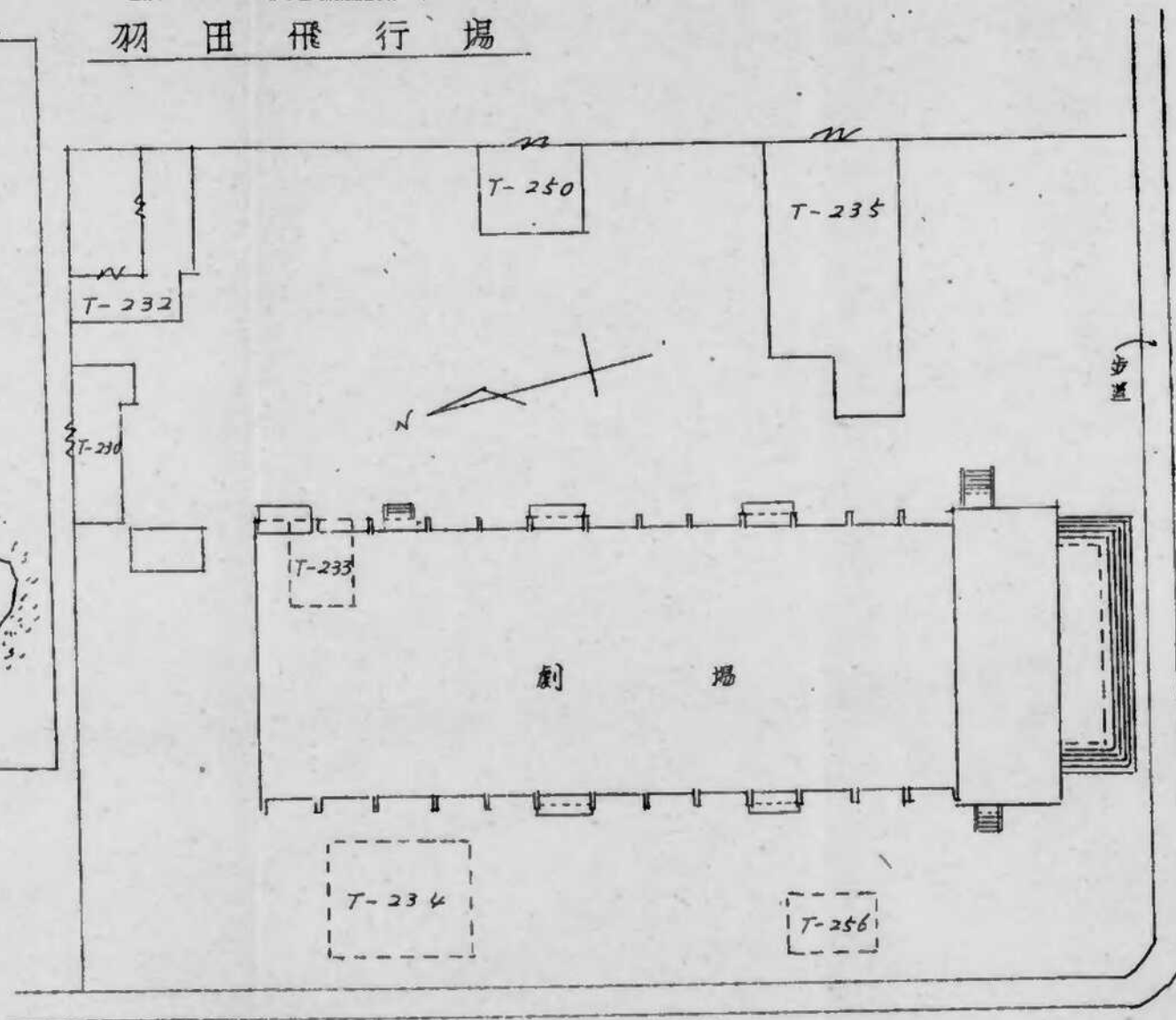
羽田飛行場施設新営

建物名稱	新設	棟数	構 造	坪数	備考
劇 場	新築	1棟	鉄筋コンクリート造 2階建	230.20	附帯設備共 土木工事費
構 内 配 電 線	新設			1式	
屋外給排水設備	・			1式	
屋外給汽給湯設備	・			1式	
建 物 解 散				1式	使用(木造) 4.66坪 解散

案内図



FAC 3692-07
羽田飛行場



裏面白紙

在日合衆国軍に提供する
施設及び区域に関する資料

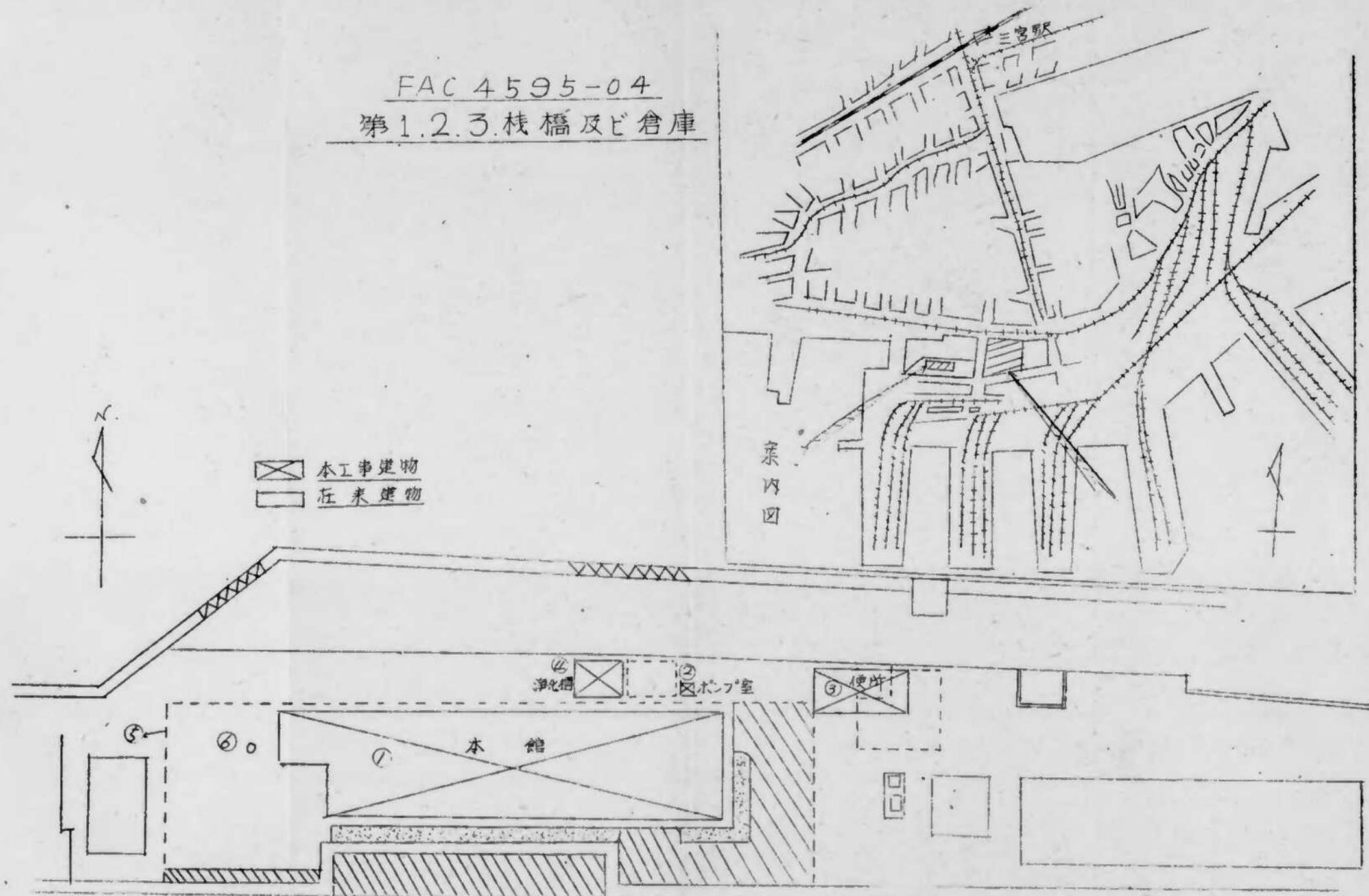
1. 施設番号	FAC 4595-04
2. 在日合衆国軍 施設名	第1, 2, 3 桟橋及び倉庫
3. 所在地名	神戸市生田区神港町
4. 日本側名稱 (所有関係)	国府
5. 使用建物面積	建物 7棟 855坪 19 設備 その他 (内訳別添冊細書参照)
6. 使用目的	港湾司令部施設として使用する。
7. 使用期間	一時使用
8. 部隊名	
9. 利用計画図	別添略図参照
10. 備考	1. 本施設は安全保障諸費により建設者が建設したものである。 2. 本施設の提供によりFAC 4608 港湾司令部が返還される。

神戸港湾司令部本館工事

番号	区分	名称	棟数	坪数	構造	記号
1	建物	本館	1	建 191 ⁶³ 延 563 ²²	RC 3階建 1部平家建	新築
2	・	ポンプ室	1	2 ²²	RC 平家建	・
3	・	便所	1	18 ⁰⁰	木造平家建	・
4	工作物	浄化槽	1ヶ所		鉄筋コンクリート造	新築
5	・	柵		同 69 ⁵⁷	木造	・
6	・	煙突	1ヶ所		鉄骨造	・
	・	駐車場外	1式		コンクリート舗装	・
	・	電灯設備	1式			・
	・	動力設備	1式			・
	・	電話配管	1式			・
	・	外線設備	1式			・
	・	衛生器具設備	1式			・
	・	屋内外給水設備	1式			・
	・	屋内外排水設備	1式			・
	・	屋内外消火設備	1式			・

番 号	区 分	名 稱	棟 数	坪 数	構 造	記 号
	工作物	給湯設備	1式			新設
		暖房設備	1式			
		浄化槽内部設備	1式			

FAC 4595-04
第1.2.3. 棧橋及び倉庫



神戸港湾司令部MHE地区工事

番号	区分	名称	棟数	坪数	構造	記事
1	建物	修理工場	1	238.22 ^坪	鉄骨並平灰建	新築
2	〃	塗装室	1	10.00	木造平灰建	〃
3	〃	可燃物倉庫	1	6.71	ブロック盛積建	〃
4	〃	倉庫	1		木造平灰建	補修
5	〃	便所	1	15.60	〃	新築
6	工作物	浄化槽	1			新設
	〃	駐車場		1,200.10	アスファルト舗装	〃
	〃	道路		3,055.25	〃	〃
	〃	〃		308.55	〃	補修
	〃	側溝		121.10	コンクリート造	新設
	〃	柵		84.55	クリンフ鋼積	改
	〃	門	1			〃
	〃	電燈設備	1			新設
	〃	動力配線	1			〃
	〃	構内配電線	1			〃

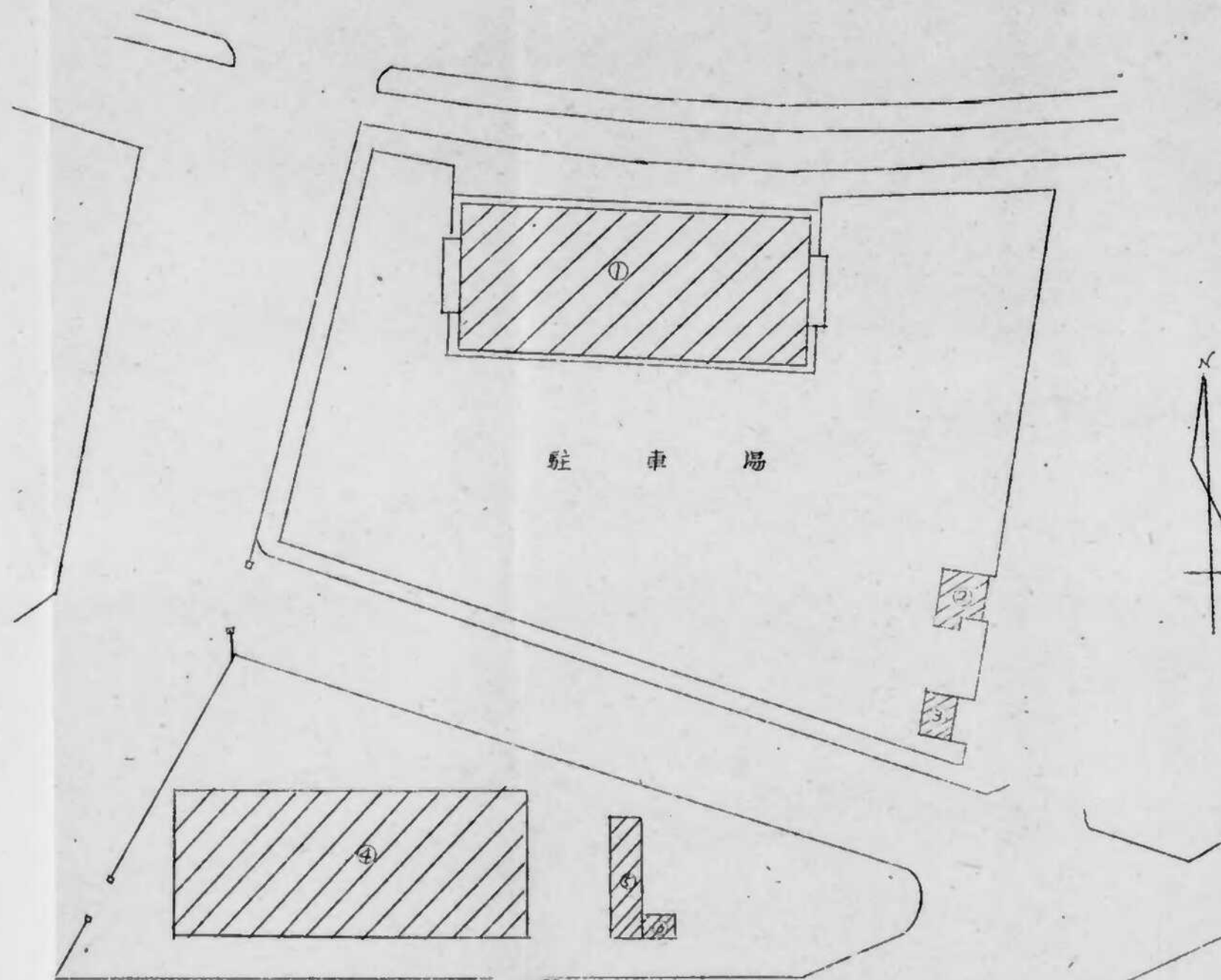
-25-

裏面白紙

56

番 号	区 分	名 称	棟数	坪数	構 造	完 手
	工 務 部	排 水 設 備	/			新 設
	"	衛 生 器 具 設 備	/			"
	"	給 水 設 備	/			"
	"	消 火 設 備	/			"
	"	給 排 気 設 備	/			"

裏面白紙



-17-

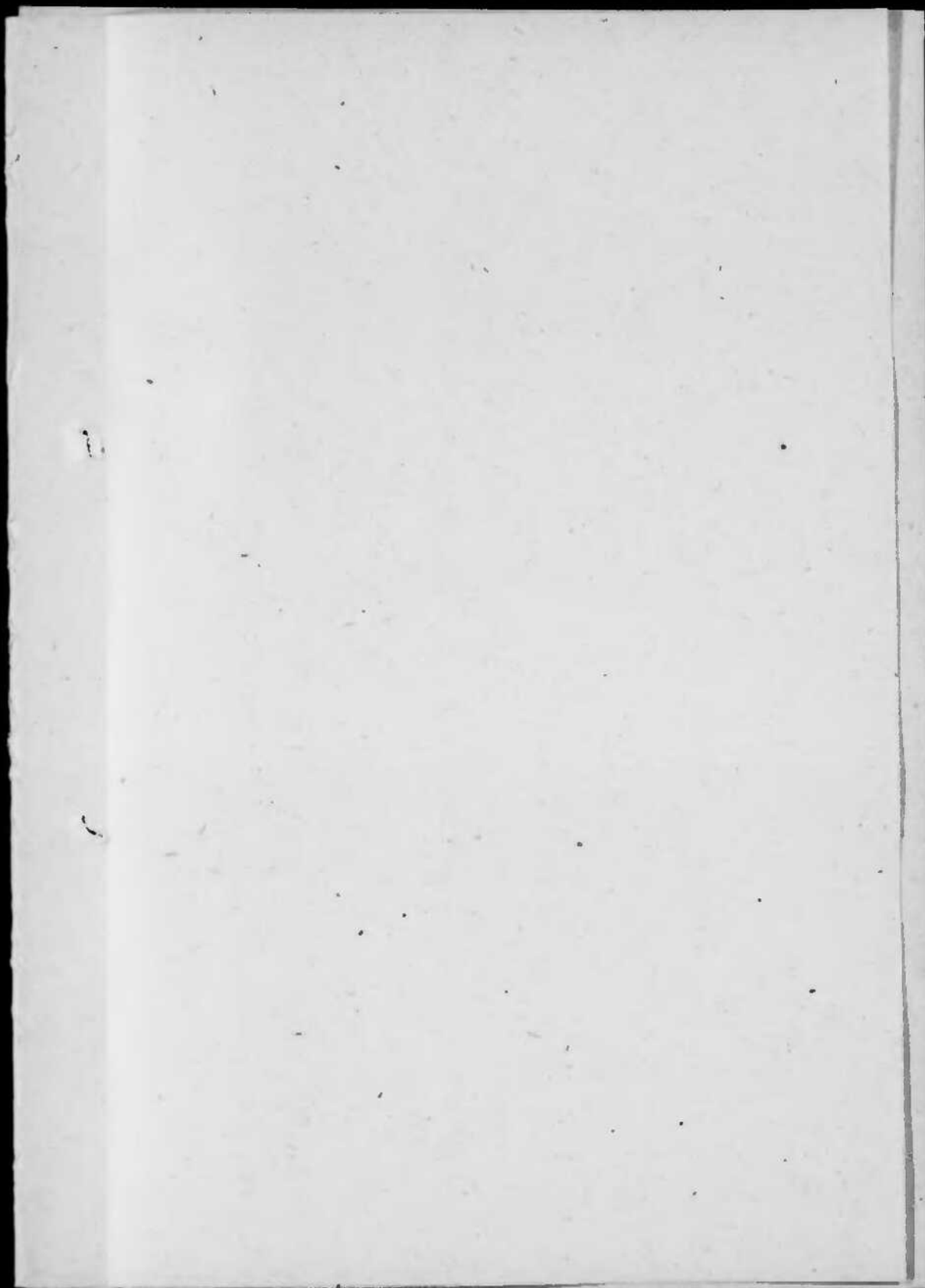
裏面白紙

◎訂正

文書第四十八号附属資料

一七ページ下AC三一五〇の二 武蔵野宿舎の所在地名欄に「東京都武蔵野市
関前」とあるのを「東京都武蔵野市西窪」と訂正する。

60



在日合衆国軍に提供する
施設及び区域に關する資料 (二)

(文書第四十九号附屬)

使用解除資料

一時使用の部

FAC番号	在日合衆国軍施設名	使用解除の部			
		使用解除の部	解除の部	解除の部	解除の部
3724-02	C I C 司令部	3724-02 C I C 司令部	2522862 2522862 2522862	2522862 2522862 2522862	

継続使用の部

FAC番号	在日合衆国軍施設名	継続使用の部			
		使用解除の部	解除の部	解除の部	解除の部
2034-02	竹八起延坂中継所	2034-02 竹八起延坂中継所	2034-02 竹八起延坂中継所	2034-02 竹八起延坂中継所	
2035-02	新山起延坂中継所	2035-02 新山起延坂中継所	2035-02 新山起延坂中継所	2035-02 新山起延坂中継所	
2036-02	東箱起延坂中継所	2036-02 東箱起延坂中継所	2036-02 東箱起延坂中継所	2036-02 東箱起延坂中継所	
4094-01	愛宕坂起延坂中継所	4094-01 愛宕坂起延坂中継所	4094-01 愛宕坂起延坂中継所	4094-01 愛宕坂起延坂中継所	

